

西東京市における就学制度等について

1 通学区域 (参考資料1・2)

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいいます。この通学区域に基づき入学する学校を「指定校」といいます。

2 指定校変更制度

教育委員会が定める承認基準に該当し、学校運営上または施設の受け入れ状況等から判断して特に支障がないと認められる場合は、指定校を変更することができます。指定校変更制度は学年の途中でも申請することができます。

主な指定校変更承認基準 (通常学級)

区分	事由	対象
兄弟姉妹関係	兄または姉が在学する学校に弟または妹が入学を希望する場合	小・中
市内転居	転居後に、引き続き転居前の学校へ通学を希望する場合	小・中
両親共働き等	両親共働き又は父子・母子家庭で、預かり先(原則として親族)又は店舗等の在る通学区域の学校へ通学を希望する場合	小・中
身体的理由	身体障害や病弱(身体虚弱を含む。)、慢性疾患等の理由により、通学・通院等利便性のある通学区域の学校への通学が必要であると認められる場合	小・中
教育的配慮等	いじめ等の理由により、指定校に通学することが困難な状況であり、相当の事由があると教育長が認める場合。	小・中
その他	指定校変更又は学校選択により小学校を卒業した児童の中学校への進学は、原則として指定校とするが、卒業した小学校から進学すべき中学校(※1)に就学を希望する場合。ただし、その中学校が2校以上になる場合は、居住地に近い中学校とする。	中

※1 「卒業した小学校から進学すべき中学校」

		進学先中学校								
		田無第一中	保谷中	田無第二中	ひばりが丘中	田無第三中	青嵐中	柳沢中	田無第四中	明保中
卒業した小学校	田無小	△		△		△			△	
	保谷小		△	△						△
	保谷第一小						○			
	保谷第二小							○		
	谷戸小				○					
	東伏見小		△					△		
	中原小				○					
	向台小								○	
	碧山小		△							△
	芝久保小	○								
	栄小						○			
	谷戸第二小			△	△					
	東小									○
	柳沢小								○	
	上向台小	○								
本町小		○								
住吉小			△						△	
けやき小					○					

表の見方
「○」: 進学すべき中学校が
1校の小学校
「△」: 進学すべき中学校が
2校以上ある小学校

3 学校選択制度

小・中学校の新1年生について、指定校以外の学校を選べる学校選択制度を導入しています。

指定校変更制度との違いは、①入学前の申請期間内に手続きを行うこと ②変更の理由を問わないこと ③受入枠を超える申立てがある場合、抽選により可否を決定するケースがあること、などが挙げられます。西東京市では「自由選択制」の学校選択制度を導入しています。

また、学校選択制度は通常学級のみ導入しており、特別支援学級では導入していません。

<学校選択制度のタイプ>

自由選択制	当該市町村内のすべての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をいくつかのブロックに分けそのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

<多摩 26 市での導入自治体（令和 3 年度入学者対象）>

小学校 6 市（立川市、青梅市、町田市、日野市、国分寺市、西東京市）

中学校 10 市（八王子市、立川市、青梅市、調布市、町田市、日野市、国分寺市、清瀬市、武蔵村山市、西東京市）

*小・中のどちらも自由選択制を導入しているのは西東京市のみ

4 学級編制について

国や東京都の基準に基づき、令和 3 年度は以下のとおり編制しています

8 人学級	小・中学校の特別支援学級
35 人学級	小学校 1・2 学年、中学校 1 学年
40 人学級	小学校 3 学年～6 学年、中学校 2・3 学年

※国の計画では、小学校における学級編制の標準を令和 7 年度までに 35 人に段階的に引き下げられることが示されています

5 適正規模・適正配置に関する基本方針について（参考資料 5）

西東京市では、児童生徒数や学級数の推移をもとに地域の実情に応じた小中学校の適正規模・適正配置に関する方向性を定めた基本方針を策定しています。

基本方針では、将来推計から全体として児童生徒数は減少傾向ではあるが、各小中学校で増減の波があり、小規模化する学校施設規模を超える学級数に直面している学校があることを示しています。

学校選択制度についてもメリットがある一方で、制度活用による児童生徒数の増減により、学級編制や教員の体制面における課題が生じる恐れがあるとともに、児童生徒数の見込みが困難になることから、制度の見直しについて検討を進める必要があるとされています。